

ニッパツグループ
サステナビリティ調達ガイドライン

2025年6月
日本発条株式会社

ニッパツグループ サステナビリティ調達ガイドライン

目次

I. はじめに	3
II. ニッパツグループのサステナビリティ	4
1. 社訓と企業理念	4
2. ニッパツグループグローバル CSR 基本方針	4
3. 調達基本方針	5
III. サステナビリティ調達ガイドライン	6
1. 安全・品質	6
2. 人権・労働	6
3. 環境	9
4. コンプライアンス	10
5. 情報開示	11
6. リスク管理	11
7. 責任ある原材料調達	12
8. 社会貢献	12
9. お取引先（仕入先）への展開	12
IV. お取引先様へのお願い事項	13

I. はじめに

近年、社会環境が大きく変化し複雑化する中、社会の持続的な発展のためには企業は自社内のみならず、調達活動を通じてグローバルに展開するサプライチェーン全体について環境保全や人権尊重などのあらゆる課題解決に取り組んでいくことが不可欠となっています。

その中で、ニッパツグループは、社会とともに持続的に成長し、社会の変革に「なくてはならないキーパーツ」の提供をし続けながら、持続可能な社会の実現を目指しています。そのためには、自社のステークホルダー（お客様、お取引先様、従業員、株主・投資家、行政・地域社会などの利害関係者）との相互理解や信頼関係を築きながら、その社会的責任を果たしていくとともに、社会課題の解決に向けて新たな価値を創造していくことが求められると認識しております。

また、お取引先の皆様にもニッパツグループのサステナビリティへの取り組みについてご理解いただき、相互信頼のもと、互いに協力しながら、サプライチェーン全体で価値を共創していけるよう努めて参りたいと考えております。

その活動の一環として、「ニッパツグループ サステナビリティ調達ガイドライン」を制定いたしました。お取引先の皆様におかれましても、本ガイドラインに沿った取り組みをお願いするとともに、皆様方のお取引先にも本趣旨へのご理解と、取り組みを展開していただきますよう、よろしくお願いいたします。

2025 年 6 月 10 日

代表取締役社長

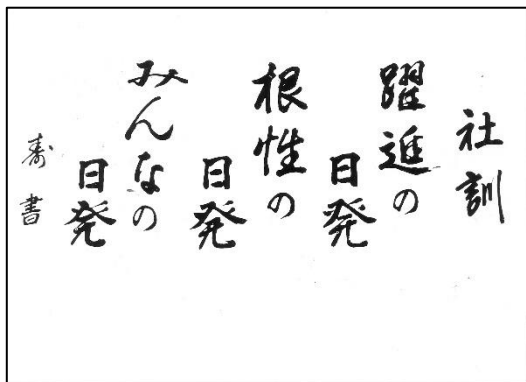
上村和久

II. ニッパツグループのサステナビリティ

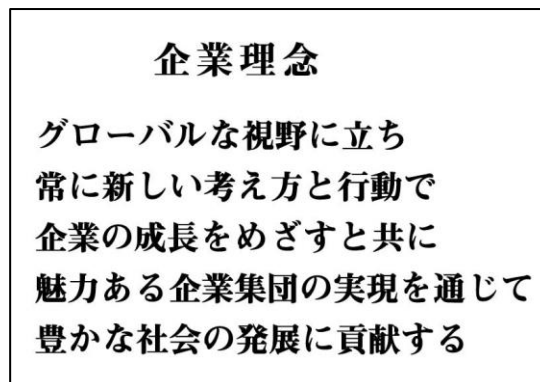
1. 社訓と企業理念

ニッパツグループは、社訓・企業理念を軸に、ものづくりを通して様々な社会課題解決の貢献に取り組んでいます。

社訓



企業理念



2. ニッパツグループグローバル CSR 基本方針

私たちは、持てる力を生かし、広く社会に存在する様々な社会課題の解決に挑戦します。そのための基本的な方針は次のとおりです。

- (1) 透明性を維持すること … 私たちは、社会、環境、経済に影響を及ぼす企業活動について常に透明性を維持し、説明責任を果たします。
- (2) 倫理的に行動すること … 私たちは、国際的規範および各国の法令を順守するだけでなく、倫理的に行動します。
- (3) 地球環境を保全すること … 私たちは、地球環境を保全するために、あらゆる努力をします。
- (4) 人を育むこと … 私たちは、人権を擁護し、人の多様性を重んじ、人に配慮し、人を育んでいきます。
- (5) グループ・グローバルで取り組むこと … ニッパツグループすべてがこの基本方針を共有し、グローバルで CSR 活動に取り組んでいます。

3. 調達基本方針

当社は購入品調達において「相互信頼に基づく長期的パートナーシップの構築」「公正かつオープンな調達」「コンプライアンスと機密保持」という3つの基本方針を制定しています。

POLICY01

相互信頼に基づく長期的 パートナーシップの 構築

相互の努力と公正なお取引を通じて、ベストパートナーとしての長期的な信頼関係を構築し、お互いが発展することを目指しています。

POLICY02

公正かつオープンな 調達

当社は、国籍、規模、系列等を問わず、オープンな参入機会を提供し、品質、価格、納期、サービス、技術力、開発力を総合的に勘案してお取引先様を選定しています。

POLICY03

コンプライアンスと 秘密保持

すべての調達活動においては、コンプライアンス（法令、就業規則、企業倫理、社会規範の遵守）を前提とします。また、お取引先様を通じ知り得た機密情報は、ご承諾なしには第三者に開示いたしません。

III. サステナビリティ調達ガイドライン

1. 安全・品質

(1) 顧客・消費者のニーズに応える製品の提供

顧客のニーズを把握して、社会的に有用*で安全・高品質な製品・サービスを、安全な方法で生産・提供する。

高品質で安全な製品・サービスを提供するために、競争力、付加価値の高い技術、製品、サービスの開発に努める。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など環境負荷の少ない製品。

(2) 製品に関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を顧客・消費者に提供する。

(3) 製品の安全確保

各国・地域毎に定められた安全法規などを満たし、かつ通常確保すべき安全性を配慮した製品・サービスを生産・提供する。

(4) 製品の品質確保

品質を確保する全社的な仕組み（ISO9000 など）を構築・運用し、継続的に改善している。

2. 人権・労働

(1) 人権尊重

「ニッパツグループ人権方針」を理解・支持し、実践に努める。国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、「国際人権章典」をはじめとする人権に関する国際規範を尊重する。

社員の人権に十分に配慮して安全かつ適切な職場環境を整える、各種ハラスメント（嫌がらせ問題）が生じないようにするなど、女性や子ども、社会的弱者を含むあらゆる人々の権利尊重のための取り組みの実践に努める。

(2) 差別撤廃

多様性、公平性、包括性を尊重し、国籍、人種、民族、信条、思想、性別、社会的身分、宗教、年齢、性的指向、性自認、心身の障がい、病気、出身地などによる差別はしない。

- 応募、採用、昇進、賃金、解雇、業務付与、懲罰など、雇用のあらゆる場面において、上記のような差別はせず、均等な機会を提供する。
- 差別やハラスメントのない職場づくりを目指し、労働者に対する暴力やセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめなどの不快または非人

道的な扱いを一切行わない。

（３）児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働を一切認めない。

- 「児童」とは、「15 歳」または「義務教育を修了する年齢」、もしくは「国の最低雇用年齢」のうち、最も高い年齢に満たない者を指す。
- 18 歳未満の労働者を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が損なわれる可能性のある業務に従事させない。
- 各国・地域の法令に従って学生労働者を適切に管理し、全ての学生労働者に対して適切な支援や教育の機会を提供する。
- 児童労働が判明した場合は、支援や救済措置を講じる。

（４）強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、および社員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。また、自社の影響範囲内における現代奴隷制や強制労働を排除するために積極的に取り組む。

- 拘束または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買などのあらゆる形態の強制労働を行わない。
- 自社が提供する施設の出入りや、施設内における労働者の移動の自由に不合理な制約を課してはならない。
- 法令順守のために必要な場合を除いて、社員の身分証明書や出入国管理書類を保持・破棄・隠匿・没収してはならない。
- 社員は、雇用に関わる手数料を支払う必要はなく、手数料を支払ったことが発覚した場合は、その手数料を社員に返金する。
- 全ての労働者に対して、労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供する。また、労働者は合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも離職または雇用を終了できるものとし、雇用条件でもこの旨を明記する。

（５）賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付などに関する各国・地域の法令を順守する。

- 各国・地域の最低賃金を超える、または生活賃金に合わせた賃金を提供する。

（６）労働時間

社員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を順守する。

- 1 週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週 60 時間を超えてはならない。また、全ての時間外労働は同意のもとで行われる。
- 社員には、7 日間に 1 日以上休暇を提供する。

（7）従業員との対話・協議、結社の自由

社員と直接あるいは社員の代表と、誠実に対話・協議する。また、社員が自由に結社する権利または結社しない権利や団体交渉の権利を各国・地域の法令に基づいて認める。

- 社員または社員の代表は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営に関する意見や懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できる。
- 結社の自由や団体交渉の権利が法令により制限されている場合も、適法な代替手段を確立して社員の権利を尊重する。

（8）安全・健康な労働環境

社員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、各国・地域の法令に従い、事故・災害の未然防止に努める。

- 社員が安全衛生上の危険（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、落下物など）に晒される可能性を特定・評価・軽減する。適切な管理が難しい場合は、リスク軽減のための適切な保護具などを提供する。また、妊婦への労働環境に関する配慮など、性別に応じた対策を講じる。
- 社員が危険に晒された場合、その危険から離れ、状況が改善するまで復帰しなくとも良いようにするため、適切な手順や仕組みを整備する。
- 社員の身体に負荷のかかる作業（重量物の移動、長時間の立ち作業、力を要する組み立て作業など）の危険性について、特定・評価・管理する。また、使用する機械についても社員が怪我をする可能性がある場合は適切に管理する。
- 社員に対して、適切に整備された衛生環境や衛生的な生活・食事のための施設を提供する。
- 社員の母国語または理解できる言語で、安全衛生に関する教育を提供する。

（9）人材育成

自ら成長しようとする「個人」を「組織」の力で育成し、それらをサポートする「人事制度」とともに有機的にバランスよく連携させ社員のキャリア形成と能力開発を支援する。

（10）先住民族の権利

自社の事業活動によって影響を受ける可能性のある少数民族・先住民や地域社会の権利を尊重し、土地、森林、水の権利や強制立ち退きや、文化遺産の破壊を行わない。

（１１）警備隊の利用

事業活動に関連して、民間または公的な警備隊を使用する場合、国際的に認められた人権を尊重する。

※人権・労働に関する詳細は、「ニッパツグループ人権方針」を参照

<https://www.nhkspg.co.jp/sustainability/society/humanrights>

3. 環境

（１）環境マネジメント

地球環境保全が企業の持続的な発展成長に寄与するため、地球環境に配慮した活動を継続する。そのために、全社的な環境マネジメントシステム（ISO14000 など）を構築・運用し、環境リスクの未然防止や新たな環境問題への対応を計画的に進める。

（２）温室効果ガスの排出削減

近年の地球温暖化による気候変動問題への対応として、当社のカーボンニュートラル宣言（2039年までにCO₂排出量実質ゼロを達成など）を参考に、CO₂排出量の大幅削減やエネルギー使用効率の向上、再生可能エネルギーの導入に取り組む。

- 全社規模のCO₂排出削減目標を設定し、報告する。
- エネルギー消費およびScope1、2、Scope3の重要なカテゴリに関するデータを追跡し、文書化して公表する。

（３）大気・水・土壌などの環境汚染防止

大気、水、土壌などの汚染防止に関する各国・地域の法令を順守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、大気、水、土壌などの質の維持・向上に努める。

- 具体的な手段として、汚染防止のための装置の導入、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更などが挙げられる。
- 揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副産物が事業により発生する場合は、大気に排出する前に、必要に応じて評価・モニタリング・処理などを行う。特に、オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および関連規制に従い管理する。

（４）水資源の保全

事業拠点における水使用量の削減や水の循環利用に取り組む。

- 水の使用・排出に関する情報を文書化し、評価・モニタリングを行う。
- 廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて評価・モニタリング・処理などを行う。

（５）省資源・廃棄物管理

廃棄物の適正処理・リサイクルなどに関する各国・地域の法令を順守するとともに、資源の有

効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組み、循環型社会の形成に貢献する。

➤ 廃棄物に関するデータを追跡し、文書化して管理する。

（６）化学物質管理

環境汚染の可能性のある化学物質に関する各国・地域の法令を順守し、法令で禁止された化学物質を当該国・地域の製品において含有しない。また、化学物質の安全な管理を行い、有害物質漏えいなどによる環境事故の未然防止に努める。

（７）生物多様性の保全

生物多様性に関する国際的な規制に従い、土地利用や森林伐採を含む、自社の活動による生態系への影響の低減に努める。

※環境に関する詳細は、「グリーン調達ガイドライン」を参照

https://www.nhkspg.co.jp/hubfs/nhkspg.co.jp/pdf/sustainability/society/supplychain/guideline_green202411.pdf

4. コンプライアンス

（１）法令の順守

各国・地域の法令を順守する。また、コンプライアンス徹底のための全社的な方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。

（２）競争法の順守

各国・地域の競争法（日本では独禁法、下請法など）を順守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合など）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

（３）腐敗防止

政治献金・寄付などは各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と健全かつ正常な関係づくりに努める。

➤ 具体的な腐敗行為としては、汚職、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、顧客や仕入れ先に対して、接待・贈答・金銭の授受・供与、マネーロンダリング、利益相反などが挙げられる。

（４）個人情報・機密情報の管理・保護

サイバー攻撃を代表とするコンピュータ・ネットワーク上の情報セキュリティ脅威への対策として、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、自社、顧客や仕入れ先を含むサプライチェーン、第三者に被害を与えないよう管理する。

顧客や仕入れ先・第三者・従業員の個人情報および機密情報は、正当な方法で入手するとともに、各国・地域の法令や規制に従って、厳重な管理にて漏えいを防止し、適切な範囲で利用する。

また、非公開の重要情報をもとに株式などの売買を行うインサイダー取引は行わない。

（５）輸出取引管理

各国・地域の法令などで規制される技術・物品などの輸出入に関して、適切な手続・管理を行う。必要に応じて、技術・物品の輸出または再輸入の制限や、特定の国・地域、企業または団体、個人を含む貿易を制限する。

（６）知的財産権の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など）を保護するとともに、第三者の知的財産権の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

（７）内部通報制度

自分もしくは他人の行動が倫理的に問題ないか不安に感じた場合、また職場で違法行為や倫理に反する行動が起きたことを知った場合、速やかに社内通報窓口へ相談・通報する。全ての相談・情報案件は真摯に受け止め、通報者や通報調査関係者に対する報復行為を明確に禁ずる。

（８）財務責任

財務報告に関する法令・規制を順守するとともに、財務に関して正確に記録し、透明性のある財務情報を提供する。

5. 情報開示

ステークホルダーに対して、関連する規則と一般的な業界慣行に従って、積極的かつ公正に企業情報（労働、安全衛生、環境活動、事業活動、財務状況、業績などの財務および非財務情報）やリスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）を開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持・発展に努める。

6. リスク管理

（１）リスク管理の仕組み構築・運用

企業の事業行動に関するリスクを分析し、リスクの未然防止および発生時の被害最小化のため、管理項目を設定して、体制整備や対策実施・社員への周知徹底など全社的な管理の仕組みを構築・運用する。

- 特に、業務に関連する法令順守、環境安全衛生、労働慣行および倫理リスク（人権や環境に深刻な影響を与えるリスクを含む）を特定するプロセスを導入または確立する。

（２）事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害、事故、暴動などの緊急事態が発生した場合に備えて早期復旧のための BCP を構築する。また、BCP を有効に機能させるために、戦略の立案、実践訓練、行動の見直しを三位一体で行う。

- 防災訓練は、少なくとも年に一度、または各国・地域の法令で義務付けられている回数より厳しい頻度で実施する。
- 緊急事態が発生した場合の備えとしては、適切な火災報知器および消火設備、障害物のない出口の確保、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、復旧計画なども含まれる。

7. 責任ある原材料調達

強制労働や児童労働などの人権侵害、贈収賄をはじめとする倫理違反、環境破壊および武装勢力への資金源に繋がるといった、社会問題の原因となる原材料の使用回避に向けて取り組む。

- 原材料の例としては、紛争鉱物（コンゴ民主共和国およびその隣接国を含む紛争地域や高リスク地域で採掘される錫、タンタル、タングステン、金、コバルトなど）が挙げられる。
- 特に、紛争鉱物については、OECD（経済協力開発機構）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデュー・ディリジェンスの枠組みに沿って調達の方針を策定し、デュー・ディリジェンスを実施する。

8. 社会貢献

事業所の所在する地域社会での活動など、より良い未来の社会づくりに向けて活動を継続するとともに、その国や地域の文化や慣習を尊重した事業活動を行う。

9. お取引先（仕入先）への展開

サステナビリティの重要性を正しく理解し、全社的な方針や体制、行動指針・教育などの仕組みを構築・運用する。また、お取引先（仕入先）のサステナビリティ活動の実態把握に努め、必要であれば啓発・支援を行う。

IV. お取引先様へのお願い事項

お取引先の皆様には、以下の事項についてご協力をお願いいたします。

1. ガイドラインへの理解と順守

お取引先の皆様には、本ガイドラインを十分に理解し、順守していただきますようお願いいたします。さらに、本ガイドラインの趣旨を皆様のお取引先（仕入先）にも展開し、取り組みの浸透に努めていただくことをお願いいたします。

2. 調査などへの協力依頼

お取引先の皆様には、本ガイドラインの順守状況やサステナビリティの取り組みの状況を確認するために、SAQ（サステナビリティに係る自己評価質問票）をはじめとした各種調査への協力をお願いする場合がございます。また必要に応じて、追加調査やヒアリング、監査などへの協力をお願いする場合がございます。

3. 問題発生時の対応方針

本ガイドラインへの違反が発生した場合や、問題が生じる恐れがある場合には、速やかに当社に報告し、適切な改善策を実施していただくことをお願いいたします。なお、本ガイドラインからの著しい逸脱や意図的な隠蔽があった場合には、お取引の見直しを検討させていただきます。

【参照ガイドライン】

- ・RBA(Responsible Business Alliance) 行動規範 8.0
- ・日本自動車部品工業会 CSR ガイドブック（平成 22 年 4 月改訂）
- ・Drive Sustainability 自動車業界のサステナビリティ指針 4.0